



個 情 第 248 号
医政発 0301 第 40 号
薬生発 0301 第 22 号
老発 0301 第 11 号
令和 4 年 3 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドンスの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイドンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 44 号。以下「令和 2 年改正法」という。)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号。以下「令和 3 年改正法」という。)の一部が令和 4 年 4 月 1 日に施行することに伴い、ガイドンスの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内市区町村(指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区等を含む。)に対しても、併せて周知願います。



薬第1016号

記

1 ガイダンスの一部改正について

ガイダンスについて、別添 1 の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとすること。

2 改正の概要

令和 2 年改正法及び令和 3 年改正法を踏まえ、新設された制度の解説や用語の整理等、所要の改正を行うもの。

主な改正事項は以下のとおり。

<令和 2 年改正法関係>

- 仮名加工情報、漏えい等報告等について、事業者に求められる事項の解説 等

<令和 3 年改正法関係>

- 医療分野・学術分野の規律を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることとなることを踏まえたガイダンスの適用関係の明記
- 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化されることを踏まえた、学術研究に係る例外規定に関する解説の追記 等

<その他>

- 下記の事務連絡等において示した内容の反映 等
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」(令和 2 年 4 月 28 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
 - ・ 「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和 2 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
 - ・ 「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」の更新 (令和 3 年 6 月)

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日